



今年も、後一ヶ月、寒さも一段と進んでまいりました。相変わらずの物価高とインフルエンザやマイコプラズマ肺炎など感染症の流行、私たちが取り巻く不安は解消されない状況が続いています。

ところで、日本では健康保険証は、病院に持って行けば誰でも平等に医療を受ける事ができ、高齢者にとつて最も大切なものです。現在、健康保険証は紙やカードで発行されていますが、今年2日より新規での発行が無くなります。

健康保険証の新規発行がなくなっても大丈夫です。

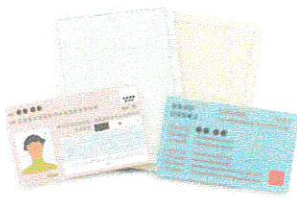
十二月二日より現在の保健証がいきなり使えなくなる訳ではありません。

お手元の保険証は来年（令和七年）十二月一日まで使用出来ます。

また、保険証に有効期限が書いている場合、表記されている有効期限まで使うことが出来ます。

但し転職・退職・保険料未払いで資格が無くならない限りという条件つきです。

マイナンバーカードを持っていない方は、持っているがマイナ保険証未登録の方



加入保険者（健康保険組合など）から「資格確認書」が届き、それが健康保険証の代わりとなります。

マイナンバーカードを持っていてマイナ保険証の登録している方

「資格情報のお知らせ」を加え保険者より受け取っておられると思います。

これは、病院のカードリーダーの不具合でマイナ保険証が読み取れない場合や医療機関にカードリーダーが備えられていない時にマイナンバーカードと一緒に提示して使います。

「資格情報のお知らせ」のみ病院へ提出しても健康保険証の代わりに受付けては、もらえません。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、マイナー保険証として使うことをはじめ、コンビニで住民票を受け取ることや、オンラインで確定申告も出来ます。

これはカードに電子証明書（本人を証明する情報）が納められている為です。

しかし便利な一方、有効期限が五年と決められ

ており、期限が来たら更新が必要です。

有効期限を迎える方には、通知書が期限切れ二ヶ月前に送られてきますので、更新手続きは忘れないよう行きましよう。

有効期限が切れますとマイナー保険証として使用出来なくなるのでご注意ください。

制度が変わる途中で、色んなことが混在するものです。正しい情報を味方につけてお互い乗り切つてまいりましょう。

参考資料
デジタル庁
ホームページより

つぶやき人

川柳コーナー



熟年が

大志を抱く

宝くじ

元酒豪

今はシラフで

千鳥足

夫婦して

風流めし清んで

まだ六時

診察日

避けて旅程を

組む苦勞

北寿会
Y・S

新春恵方三社初詣

日時 令和七年一月十四日（火）

行先 兵庫県相生高砂神社、長田神社、和田神社

※詳細はパンフレットをご覧ください

皆様新年のご挨拶としてご参加されては、如何ですか

役員定例会

日時 十二月十三日（金）午後五時より

場所 東都島福祉会館

各クラブ会長・女性部長 部長の二十七名で実施いたします。
・三社初詣バス研修旅行、申し込みと費用持参願います。